

平成30年度決算 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も消費税の1%分から1.7%分に引き上げられました。この地方消費税の増収分（社会保障財源化分）は、すべて社会保障施策に充てられることとされています。

平成30年度決算への社会保障財源化分の充当状況は次のとおりです。

■歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 72,484 千円

■歳出 (単位：千円)

事業名		事業費	財源内訳			
			特定財源	一般財源	うち社会保障財源化分の地方消費税交付金	
社会福祉	子ども福祉医療費給付事業	406	34,513	4,889	29,624	9,295
	障がい者福祉医療費給付事業	407	23,104	9,851	13,253	4,158
社会保険	国民健康保険事業（繰出金）	409	40,243	27,483	12,760	4,003
	介護保険事業（繰出金）	447	118,529	639	117,890	36,988
子育て支援	子育て支援センター運営事業	515	8,068	0	8,068	2,531
	小学校給食運営事業	1353	27,480	0	27,480	8,622
	中学校給食運営事業	1403	21,948	0	21,948	6,886
合計			273,885	42,862	231,023	72,484